

## みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、中山間地域等の農山漁村において、農林漁業者が自ら生産した農林水産物等を活用した6次産業化の創業や、新商品開発及び販路の拡大等により農山漁村の成長産業化を推進するため、みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容)

第2 本事業の内容、実施主体、採択要件等は、別表1のとおりとする。

### (申請)

第3 本事業の事業計画の承認を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号により知事に申請するものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

### (承認)

第4 知事は、前条の申請があった場合は、事業計画を別表2により採点し、その採点結果に基づき承認の可否を申請者に通知するものとする。

### (支援施策等)

第5 前条の承認を受けた申請者（以下「事業実施主体」という。）は、みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業費補助金の交付申請をすることができるものとする。

### (事業の着手)

第6 事業の着手は、本事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、第4により承認された事業実施計画書に記載した事業を効果的に実施するため、交付決定前に事業に着手する緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合にあっては、県の指示を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により知事に提出するものとする。

2 前項ただし書により、補助金の交付決定前に当該補助金に係る事業に着手する場合にあっては、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### (事業の推進)

第7 県は、円滑な事業推進を図るために、事業実施主体に専門家を年度内に数回派遣するものとし、その派遣の日程、内容については別に定めるものとする。

2 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、県庁関係課及び各地方振興事務所関係各部との緊密な連携の下に、他の農業・林業・水産業等の振興を目的とした計画、施策等との整

合性及び関連に配慮するとともに、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

3 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

#### (事業の成果)

第8 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要と認めるときは公表することができるものとする。

#### (書類の提出経由)

第9 この要領により知事に提出する書類は、事業を実施する市町村を所轄する地方振興事務所（又は地域事務所）を経由するものとし、地方振興事務所（又は地域事務所）長は、必要に応じてその写しを保管するものとする。

2 事業を実施する市町村が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施市町村を所轄する地方振興事務所（又は地域事務所）を経由するものとする。

#### (実施状況報告)

第10 事業実施主体は、補助事業を実施した年度の翌年度から3年間、それぞれの年度における6月30日現在の実施状況を翌月末日までに、別記様式第3号により知事に報告するものとする。

2 知事は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して、実施状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

#### (その他)

第11 この要領に定めるほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和3年6月23日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

事業実施計画の内容	事業実施主体	採択要件
<p>中山間地域等の農山漁村において、農林漁業者が自ら生産した農林水産物等を活用した6次産業化の創業や、新商品開発等により農山漁村の成長産業化を推進するための取組内容及び機械・器具等の整備計画等について記載するもの。</p>	<p>下記の1から3のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内に本店を有する農林漁業の法人等（株式会社，有限会社，合名会社，合資会社，合同会社及び農事組合法人）</li> <li>2 農林漁業者の組織する団体（代表者の定めがあり，かつ組織及び運営について規約の定めがある団体）</li> <li>3 農林漁業を営む個人</li> </ol>	<p>下記の1から5のすべてに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自らが生産した農林水産物を活用し，事業実施主体自らが販売する取組であること。</li> <li>2 事業実施主体にとって6次産業化に関する新たな取組であること。</li> <li>3 総事業費が概ね50万円以上であること。</li> <li>4 経営収支その他に照らし，事業の実施が確実であると見込まれること。</li> <li>5 移住・定住者や女性グループの取組等，地域の先進的なモデルとなり得る取組であること。</li> </ol>

別表 2 (事業実施計画に対する採点の基準)

採点項目及び採点基準		配点
事業計画内容等の妥当性について	(1) 事業計画の内容が、地域や経営の課題を踏まえたものとなっているか。	5 3 1
	(2) 地域や経営の課題に対して、事業目的が解決に資するものとなっているか。	5 3 1
	(3) 当該事業を実施していく上での経営体制は万全か。	5 3 1
	(4) 新規 6 次産業化の取組や新商品は、消費者に受入れられる可能性があるか。	5 3 1
	(5) 新規 6 次産業化の取組や新商品は、新規性があるか。	5 3 1
	(6) 生産及び販売計画は妥当なものとなっているか。	5 3 1
経営状況や事業の波及効果等について	(1) 当該事業を実施していく上での経営状況は健全であるか。	5 3 1
	(2) 当該事業により、申請者の 6 次産業化の発展は期待できるものとなっているか。	5 3 1
	(3) 移住・定住者や女性グループの取組等、地域の先進的なモデルとなり得る取組であるか。	5 } 3 } × 2 1 } (加点)
合 計 点		5 0

## 【配点及び採点方法について】

5 : 「十分に満たしており、内容も優れている」、3 : 「おおむね満たしている」、  
1 : 「疑問点・不安要素がある」

- ・上記の採点項目及び採点基準に基づき点数を付け、全申請者の合計点を比較し、最も合計点の高い申請者から順に順位を付け、予算の範囲内で事業対象者を決定する。ただし、合計点が 30 点に満たない場合は、その順位に関わらず事業対象者とししないものとする。
- ・同点の採点案件があるときは、課内協議の上、事業対象者を選定する。

別記様式第1号

年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施要領第3の規定に基づき、関係書類を添えて事業実施計画の承認を申請します。

記

添付書類

- 1 みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施計画書（別紙）
- 2 直近3か年分の決算書（申告書）の写し
- 3 機械設置図，購入予定機械・器具のカタログ，参考見積書
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号

年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業補助金交付決定前着手届

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

年 月 日付け 第 号で承認を受けたみやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施計画について、下記条件を承知の上、補助金の交付決定前に着手したいので、実施要領第6の規定に基づき届け出ます。

記

事業費	うち補助金	着手予定年月日	完了予定年月日
円	円	年 月 日	年 月 日
(交付決定前に着手する理由)			

条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額に達しない場合、又は補助金が交付されない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）は行わないこと。

別記様式第3号

年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

年 月 日付け 第 号 {及び 年 月 日付け 第 号} で承認を受けたみやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業について、実施要領第10の規定に基づき、関係書類を添えて事業の実施状況を報告します。

記

添付書類

- 1 みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施状況報告書（別紙2）
- 2 直近の決算書（申告書）の写し
- 3 その他知事が必要と認める書類

別紙

# みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業 (実施計画書・実績報告書)

## 1 申請者の概要

会社等名称		設立年月日 S.H.R 年 月 日
代表者 職・氏名	S・H 年 月 日生 (満 歳)	
所在地	住所 (〒 - )	
	TEL ( )	FAX ( )
	E-mail	
経営規模 事業内容等	(品目, 規模, 面積, 生産量, 販売先, その他特徴的な取組を記載)	

## 2 役員（構成員）の状況

構成員名	年齢	役職等	出資金 (円)	従事日数 (日)



### 3 事業計画の概要（実績）

①事業の目的	(地域の現状や課題等を踏まえて記入)
②新たに取り組む6次産業化の事業の内容	
③生産・販売する商品（農林水産物・加工品等）及び実施する事業の特徴	

※事業の内容，実施方法，場所，販売予定の商品の写真等の分かりやすい資料があれば添付する。

#### 4 期待される効果

	主な新商品名等及び単価	1年後（ 年6月末） ※事業実施年度の翌年度		2年後（ 年6月末）		3年後（ 年6月末）	
		生産量	販売額	生産量	販売額	生産量	販売額
1	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
2	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
3	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
4	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
5	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
6	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
7	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
8	商品名： 販売単価： 円		円		円		円
		合計	円	合計	円	合計	円

※生産量の単位は適宜記入する（例：kg，個等）。商品名の欄が不足の場合は適宜追加する。

5 本事業達成のために必要な機械・器具等整備計画（実績）及び事業費について

機械・器具名	規格・構造・能力等	利用時期	年間稼働日数（日）	価格（税込）（円）
合計①				

総事業費 （機械・器具の 税込合計①） （円）	補助対象 事業費 （税抜） （円）	負担区分（円）			備 考
		県補助金	事業主体	その他 （名称： ）	

※配置図，カタログ，見積書，利用計画等を添付

※実績報告時は，規約又は定款，役員等名簿，役員会等資料，役員会等記録，財産台帳，預金口座，金銭出納帳，機械等選定経過関係のそれぞれ写しを添付すること。

（注）

- 1 変更の場合には，本様式中「事業の目的」とあるのは，「変更の理由」とし，承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし，変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし，事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 中止又は廃止の場合には，本様式中「事業の目的」とあるのは，「中止（廃止）の理由」とし，当該箇所に事業を中止し，又は廃止する理由について記載すること。
- 3 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合は，項目3及び5の表中には実績を記載すること。

## 年度みやぎ農山漁村スモールビジネス創出事業実施状況報告書

## 1 機械・器具等の利用実績について

機械・器具名※	利用時期	年間稼働 日数(日)※※	稼働日1日当 たりの平均稼 働時間(時間)

※機械・器具名の欄が不足の場合は適宜追加する。

※※事業実施年度の翌年度については、機械等設置日から翌年度6月末現在までの稼働日数とする。

## 2 販売実績

	主な新商品名等及び単価	年7月から 年6月末現在まで※	
		生産量※※	販売額
1	商品名： 販売単価： 円		円
2	商品名： 販売単価： 円		円
3	商品名： 販売単価： 円		円
4	商品名： 販売単価： 円		円
5	商品名： 販売単価： 円		円
		合計	円

※事業実施年度の翌年度については、機械等設置日から翌年度6月末現在までの販売実績とする。

※※生産量の単位は適宜記入する(例：kg, 個等)。